

お知らせします

2つの給付金

臨時福祉給付金

支給要件

●支給対象者

平成26年1月1日時点で松前町に住民登録されている方で、平成26年度分の住民税が課税されていない方

ただし、
〔・課税されている方の扶養親族の方
・生活保護を受給している方〕は対象となりません

●支給額

1人につき 10,000円

下記に該当する方は、1人につき 5,000円 を加算

- ・老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金などを受給している方
- ・児童扶養手当、特別障害者手当などを受給している方

子育て世帯臨時特例給付金

支給要件

●支給対象者

平成26年1月分の児童手当または特例給付を受給している方で、平成25年分の所得が児童手当の所得制限限度額未満の方

●対象児童

支給対象者の平成26年1月分の児童手当・特例給付の対象となる児童

ただし、
〔・臨時福祉給付金の対象となる児童
・生活保護を受給している児童〕は対象となりません

●支給額

対象児童1人につき 10,000円

注 意

- 給付を受けることができるはどちらか1つの給付金です。
- 原則として、平成26年1月1日時点で松前町に住民登録されていない方の申請は松前町では受けられません。(1月1日に住民登録されていた市区町村で申請してください。)

お問い合わせ先

●申請方法などに関する問い合わせ

松前町役場 福祉課 電話 42-2275 内線208・245

申請方法

●申請期間

平成26年6月23日(月)～9月22日(月)

●申請の際に持ってくるもの

印鑑、指定する口座が確認できるもの（預貯金通帳、キャッシュカード）、本人を確認できるもの（運転免許証、保険証、住基カード）

●申請受付場所及び時間

松前町役場 6月23日(月)～6月27日(金) 9：00～17：30

6月30日(月)～7月4日(金) 9：00～19：30

6月29日(日) 9：00～15：00

7月6日(日) 9：00～15：00

※7月7日～9月22日は役場、各支所で申請の受付をします。

各地区

	10：00～12：00		13：30～15：30	
	対象地区	会場名	対象地区	会場名
6月23日(月)	原 口	原口老人憩の家	清 部	清部生活改善センター
6月24日(火)	江 良	パートナーシップランド	江 良	パートナーシップランド
6月25日(水)	茂 草	茂草町内会館	静 浦	静浦老人憩の家
6月26日(木)	赤 神	小島地区基幹集落センター	札 前	札前生活改善センター
6月27日(金)	大磯愛宕	大磯町内会館	建 石	建石コミュニティセンター
6月30日(月)	弁 天	漁民センター	館 浜	館浜生活改善センター
7月 1日(火)	博多愛宕	博多町内会館	唐 津	ふれあい交流センター
7月 2日(水)	朝 日	朝日寿の家	月 島	月島福祉の家
7月 3日(木)	上 川	上川生活改善センター	大 沢	大沢老人憩の家
7月 4日(金)	荒 谷	荒谷寿の家	白 神	白神寿の家

※松城、福山、神明、豊岡は各地区の会場での受付はしませんので、役場で申請してください。

※対象地区以外の会場で申請したい方は、前もって福祉課へ連絡ください。

●郵送による申請

役場または各会場へ申請に来ることができない方は、郵送による申請もすることができます。

詳しくは、福祉課までお問い合わせください。

給付金の受取方法

●申請書に記載した指定口座に入金されます。

※金融機関に口座を持っていないなど、振込による支給が困難な場合には役場窓口で受け取ることができます。



「臨時福祉給付金」や「子育て世帯臨時特例給付金」の
“振り込め詐欺”や“個人情報の榨取”にご注意ください。

自宅や職場などに役場や厚生労働省の職員を語った電話がかかってきたり、郵便が届いたら迷わず役場、警察署（または警察相談専用電話（#9110））に連絡ください。

